

キャリア・コンサルティング技能検定 受検資格

等級区分	受 検 資 格
1 級	10年以上の実務経験 ^{*1} を有する者
	学校教育法による大学において検定職種に関する科目 ^{*3} について20単位以上修得し、卒業した者で、9年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
	標準レベルキャリア・コンサルタント ^{*2} 養成研修と同等若しくはそれ以上の養成研修を受講し、修了した者で、9年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
	学校教育法による大学院において検定職種に関する科目 ^{*3} について8単位以上修得し、修了した者で、8年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
	標準レベルキャリア・コンサルタント ^{*2} で、8年以上の実務経験 ^{*1} を有する者
	2級の技能検定に合格した者で、その後、3年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
2 級	5年以上の実務経験 ^{*1} を有する者
	学校教育法による大学において検定職種に関する科目 ^{*3} について20単位以上修得し、卒業した者で、4年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
	標準レベルキャリア・コンサルタント ^{*2} 養成研修と同等若しくはそれ以上の養成研修を受講し、修了した者で、4年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
	学校教育法による大学院において検定職種に関する科目 ^{*3} について8単位以上修得し、修了した者で、3年以上の実務経験 ^{*1} を有するもの
	標準レベルキャリア・コンサルタント ^{*2} で、3年以上の実務経験 ^{*1} を有する者

- * 1 実務経験とは、進路相談業務、職業相談業務、個人を対象に実施される人事労務に関する相談業務等、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援に継続的・反復的に携わった経験をいう。
相談業務とは、相談者が、その適性や職業経験に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業能力開発を効果的に行うことができるよう、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援をいう。
- * 2 標準レベルキャリア・コンサルタントとは、職業能力評価推進給付金の対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験として現に指定されている試験または過去に指定されていた試験に合格した者(指定期間中に合格した者に限る)及び次の者をいう。
- ・独立行政法人雇用・能力開発機構の実施したキャリア・コンサルタント養成講座(実施期間：2002年から2006年)の修了者であって、かつ修了後に実施した「キャリア・コンサルティング能力評価試験」の総合評価が350ポイント以上の者
 - ・社団法人日本経済団体連合会の実施したキャリア・アドバイザー養成講座(実施期間：2001年から2006年)の修了者
 - ・株式会社リクルートの実施したGCDF-Japan トレーニングプログラム(実施期間：2000年から2003年)の修了者でGCDF-Japan 試験に合格した者
 - ・有限責任中間法人人材開発協会の実施したキャリア・カウンセラー養成講座(実施期間：1996年から2005年)の修了者で認定授与された者
 - ・日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社の実施したキャリア・カウンセラー養成講座の第一回の修了者でDBMマスター・キャリアカウンセラー認定試験に合格した者
 - ・株式会社日本マンパワーのキャリアカウンセラー養成講座(実施期間：2000年から2002年)の修了者で特定非営利活動法人日本キャリア開発協会のCDA資格認定試験に合格した者
 - ・株式会社東京リーガルマインドのキャリア・コンサルタント養成講座(実施期間：2000年から2002年)の修了者で特定非営利活動法人エヌピーオー生涯学習のNPO生涯学習キャリア・コンサルタント検定試験に合格した者
- * 3 検定職種に関する科目とは、研究科や専攻の名称にとらわれず、心理学・教育学・社会学・経営学・社会福祉学・看護学・その他の人間科学及び人事・労務管理関連科目のうち、協議会が認めたものに限る。